最終更新日：2019年6月28日
株式会社富山第一銀行
取締役頭取 横田　格
問合せ先：総合企画部　TEL:076-461-3862
証券コード：7184
https://www.first-bank.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

(1)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、お客さまに常に安心して取引していただける銀行、株主の皆さまから期待され支援していただける銀行、そして地域における信頼度ナンバーワンの銀行を目指し、経営のさらなる健全性の確保に向けてコーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題であると認識しております。

このような位置づけのもと、「銀行員の行動規範」、「コンプライアンス規程」を制定し、役職員の基本的な価値観の共有、倫理観の醸成、法令等遵守体制の構築を図るとともに、取締役会・監査役会等を通じた経営監視機能・牽制機能の強化により、企業価値の向上、健全経営の実現に努めております。

(2)経営の基本方針

当行は「限りなくクリア（透明）、サウンド（健全）、フェア（公平）」を経営理念として、お客さま、株主の皆さまから支持され、市場から評価される銀行を目指して「健全経営・効率経営」に積極的に取り組んでまいりました。

この方針は、今後も堅持し、従来にも増して地域経済の発展に寄与し、地域金融機関としての位置づけをさらに強固なものとするため、一層の体力強化を図り、経営理念に基づいた業務活動を推進してまいります。

また、こうした経済的価値に加え、社会的価値の向上を図る観点から、コンプライアンス態勢を一層徹底し、引き続きお客さま、株主の皆さまから信頼され、評価される銀行を目指してまいります。

(3)経営理念

限りなく
・ＣＬＥＡＲ　－クリア（透明）に－
地域のお客さまの利便性向上と信任を確保するため、お客さまに分かりやすく「透明」な情報開示を行います。
・ＳＯＵＮＤ　－サウンド（健全）に－
地域経済の活性化と事業再生に取り組み、収益力の向上を図ることにより、お客さまと私たち双方の「健全性」の向上を図ります。
・ＦＡＩＲ　－フェア（公平）に－
コーポレートガバナンスとコンプライアンスを経営の最重要課題とする「公平・公正」な銀行として、お客さまに安心・安全な取引を提供します。

(4)行動憲章

1.銀行の公共的使命
銀行のもつ公共的使命の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて揺るぎない信頼の確立を図ります。
2.質の高い金融サービスの提供
経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配意した質の高い金融サービスの提供を通じて、内外の経済・社会の発展に貢献します。
3.法令やルールの厳格な遵守
あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。
4.社会とのコミュニケーション
経営等の情報を積極的、効果的かつ公正に開示し、銀行を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、自らの企業価値の向上を図るとともに、社会からの理解と信頼を確保するべく、広く社会とのコミュニケーションを図ります。
5.人権の尊重
すべての人々の人権を尊重します。
6.働き方の改革、従業員の職場環境の充実
従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現します。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保します。
7.環境問題への取組み
資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組みます。
8.社会参画と発展への貢献
銀行が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献します。
9.反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

[補充原則4-1-3]

現在、当行の経営者の後継者計画（プランニング）につきましては、明確化されておりませんが、当行の持続的成長のためには重要な経営課題であると認識しております。今後、経営者としての資質や役員として求められる人材像の明確化に向け、検討していく方針であります。

[補充原則4-3-2、補充原則4-3-3]

当行では、最高経営責任者の選解任は経営上の最重要事項と認識しております。今後、手続きの透明性･客観性･適時性の確立に向け、選解任基準については慎重に検討を進めてまいります。

【補充原則4-10-1】
当行では独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会･報酬委員会等、独立した諮問委員会は設置しておりません。
今後、独立社外取締役を構成員とする任意の指名委員会･報酬委員会等で適切な関与･助言を得るよう、独立した諮問委員会の設置を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス･コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】
◯政策保有株式に関する方針
「政策投資要領」及び「政策投資マニュアル」を制定し、法人事業部にて政策投資に係る審査を行い、経営会議･投融資審査会において判断等を行う体制としております。
政策保有株式については、「地域金融機関として取引先との長期的、安定的な取引関係の維持･強化」に資する銘柄を限定的に保有しております。なお、今後の状況変化に応じて、保有の妥当性が認められないと考える場合には縮減するなど見直していきます。
◯政策保有株式にかかる検証の内容
政策保有株式については、リターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを踏まえ、営業上の安定的、長期的な取引関係の構築状況、業務提携等の事業戦略上の効果等を毎年定期的に検証し、保有の可否を判断しております。
◯政策保有株式に関する議決権行使基準
議決権行使にあたっては、政策保有先の経営方針やガバナンスの状況、事業内容･財務状況等について継続的にモニタリングを行い、その結果と株式価値に与える影響等を勘案し総合的に賛否を判断します。なお、株式価値に大幅な変動を与えるおそれのある場合や、議案内容に疑義のある場合には、個別に対話を行い、賛否を判断することとしております。

【原則1-7】
株主の利益保護のため、当行や株主の利益に反する取引が行われることがないよう、またそうした疑義を払拭するため、以下のとおり定めております。
(1)取締役会規程において、取締役の競業取引や実質的な利益相反取引等に該当する場合は、取締役会の承認及び報告を要することを規定しております。
(2)社外役員を含む全役員を対象に、当行の利益を毀損する関連当事者間取引が行われていないかどうか「関連当事者との取引等に関する調査票」にて年に一度確認を行っております。
(3)取締役会決議により「銀行員の行動規範」及び「コンプライアンス規程」を制定し、法令･諸規則及び社会的規範等の遵守を周知徹底のうえ、これらの遵守状況については毎月取締役会に報告しております。

【原則2-6】
当行は、確定給付企業年金の積立金の運用にあたって、規約を定め当該規約に基づいて運用を行っております。具体的には、積立金の運用に関する基本方針を定めるとともに、将来に亘って健全な年金制度運営を維持するために必要な運用目標を達成すべく、政策的資産構成割合を定めています。
また、定められた政策的資産構成割合に基づいて最適な運用委託機関を決定し、定期的にその活動状況について報告を受けることでモニタリングを行い、運用委託機関の適正な評価を実施しています。なお、積立金の運用結果については、加入者等に開示しています。
本件の運営にあたっては、必要な経験や資質を備えた人材を配置するとともに、その育成･体制構築に努めております。

【原則3-1】
(1)経営理念や中期経営計画を策定し公表しております。
1.経営理念 ： https://www.first-bank.co.jp/outline/rinen.html
2.中期経営計画 ： https://www.first-bank.co.jp/ir/plan.html
(2)当行のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針については、本報告書「1．基本的な考え方」に記載しておりますのでご参照ください。
(3)経営陣幹部･取締役の報酬を決定するにあたっての方針及び手続については、本報告書【取締役報酬関係】またはディスクロージャー誌「報酬等に関する開示事項」に記載しておりますのでご参照ください。なお、ディスクロージャー誌は当行ホームページにも掲載しております。
（https://www.first-bank.co.jp/ir/disclo.html）
執行役員の報酬については、取締役会の決議により「執行役員規程」を制定し、その報酬については担当業務の業績貢献度に応じて毎年取締役会の決議により決定しております。月額の固定報酬のみとし、賞与及び退職慰労金は支給しておりません。
(4)経営陣幹部の選解任と取締役･監査役候補の指名に当たっての方針と手続は以下のとおりです。
1.取締役については、その能力･手腕･業績評価等を踏まえ、必要に応じて代表取締役の協議を経て頭取が取締役候補者を取締役会に推薦し、取締役会の決議により選任しております。
2.監査役については、その能力･手腕･業績評価等を踏まえ、必要に応じて代表取締役の協議を経て頭取が監査役候補者を監査役会に推薦し、監査役会の同意を得たうえで、取締役会の決議により選任しております。
3.執行役員については、その能力･手腕･業績評価等を踏まえ、必要に応じて人事担当役員および代表取締役の協議を経て頭取が執行役員候補者を取締役会に推薦し、取締役会の決議により選任しております。
4.取締役･監査役に不正があった場合、業務遂行に重大な支障が生じた場合及び、業務遂行の水準が要求するものを満たさないと判断される場合、取締役会に取締役･監査役候補として推薦いたしません。執行役員については、取締役会の決議においてその役職を解くものとしております。
(5)前記(4)の手続による取締役候補者及び監査役候補者の選任理由につきましては、「株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載しております。
また、執行役員の選任理由は、本報告書で以下のとおり開示いたします。

･舟崎　滋郎
黒部、魚津、金沢各支店長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通し、その職務･職責を適切に果たしております。こうしたこれまでの経験や知見及び業績を踏まえ、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、執行役員といたしました。

･稲垣　則義
本店営業部副部長、ニューセンター、魚津各支店長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通し、その職務･職責を適切に

果たしております。こうしたこれまでの経験や知見及び業績を踏まえ、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、執行役員といたしました。

・林　英樹
高岡中央支店長、検査部長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通し、その職務・職責を適切に果たしております。こうしたこれまでの経験や知見及び業績を踏まえ、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、執行役員といたしました。

【補充原則4-1-1】
取締役会は、取締役会規程に規定する決議事項以外の業務執行の決定について、経営会議、取締役、執行役員に適切に委任し、その業務執行状況を監督しております。

【原則4-9】
社外取締役候補者の選任にあたっては、東京証券取引所の定める独立性の要件を充足するとともに、以下に掲げる「社外役員の独立性に関する基準」を策定し、いずれの基準にも該当しないことを確認しております。
(1)当行を主要な取引先とする者またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
＊「当行を主要な取引先とする」とは、「直近事業年度におけるその者（または会社）の年間連結売上高の2％以上の支払いを当行から受けた者（または会社）」をいいます。
(2)当行の主要な取引先またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
＊「当行の主要な取引先」とは、「直近事業年度における当行の年間連結売上高の2％以上の支払いを当行に行っている者（または会社）、直近事業年度における当行の連結総資産の2％以上の額を当行が融資している者（または会社）」をいいます。
(3)当行から役員報酬以外に、年間10百万円を超える金銭その他の財産上の利益を受けている会計専門家または法律専門家またはコンサルタント等
(4)当行から年間10百万円を超える金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファーム等に属する者
(5)当行から年間10百万円を超える寄付または助成を受けている者またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
(6)当行の主要株主、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
＊「主要株主」とは、当行の経営に影響を与える事実関係または支配関係がある株主、または5％を超える議決権比率を有する株主をいいます。
(7)上記(1)～(6)に過去5年間において該当していた者
(8)上記(1)～(6)に該当する者の配偶者または二親等内の親族
(9)当行または当行の子会社の役員もしくは執行役員その他重要な使用人である者の配偶者または二親等内の親族

【補充原則4-11-1】
取締役会は当行の経営方針または重要な業務執行に係る決定を行う機関であり、その機能を最も効果的に発揮するとともに活性化を図る観点から、取締役、監査役は社内外ともに豊富な経験と幅広い知見を有し、また専門分野に通じた人物をバランス良く選任しております。
社外取締役については、以上に加え、経営陣から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性等、当行のコーポレートガバナンスの更なる強化に貢献していただける人物とし、原則2名以上を選任する方針であります。
取締役会の規模については、定款において取締役の員数を15名以内、監査役の員数を5名以内と定め、意思決定の迅速性や審議の充実といった観点も踏まえ、現在は、取締役14名（うち社内取締役11名、社外取締役3名）、監査役4名（うち社内監査役2名、社外監査役2名）の計18名で構成しております。

【補充原則4-11-2】
取締役会規程において、取締役の他会社の役員兼務に関しては取締役会の承認を得ることと規定し、毎年、取締役及び監査役の重要な兼職の状況を「株主総会招集ご通知」の添付書類「事業報告」において開示しております。

【補充原則4-11-3】
当行は、取締役会の機能強化により実効性を持たせていくため、取締役会の実効性に関する分析評価を随時取締役会で行うこととしております。
2018年度につきましては、当行の取締役会は適切に運営、十分な実効性が確保されていると評価するとともに、更なる取締役会の活性化及び実効性向上に向けて、取締役会の役割と責任を再確認しております。なお、重要議案・テーマに係る審議の一層の深化、審議テーマの厳選、説明の簡略化と用語集等の補助資料の追加、読込時間に配慮した資料構成・配布時期等について改善及び充実を図っていくことを取締役会として共有しております。

【補充原則4-14-2】
取締役及び監査役がその職責を適切に果たしていくために必要な情報、知識等を取得または更新していくための手段を、就任時及び継続的に主として外部機関が提供する研修、セミナー等も含め、必要な機会を提供するとともに、その費用について負担または支援する方針であります。
また、社外役員については、その役割及び機能を十分果たしていただけるよう、社外役員会を毎月定例開催し、代表取締役または担当役員、必要に応じて担当部門長が同席し、当行の経営計画や課題、業務執行状況、その他の行内情報、経済情勢や金融環境の見通し等について、情報交換、意見交換を行う場を提供しております。

【原則5-1】
以下の方針のもと、株主の皆さまと建設的に対話のできる体制を目指しております。
(1)株主の皆さまとの対話
株主の皆さまからのお申し出に対しては、取締役総合企画部長を責任者として積極的に機会の提供を図っております。必要に応じて頭取及び代表取締役並びに他の役員も参加するように致します。
(2)株主の皆さまとの対話を促進するための体制
株主の皆さまからの対話のお申し出窓口を総合企画部といたしております。総合企画部は、営業部門やリスク管理部門など本部各部署と連携して、経営情報を集約・分析し、適切に株主の皆さまへ提供する体制を整備いたします。
(3)個別の対話以外の対話手段
株主の皆さまとの対話手段を充実させるため、決算発表後のアナリスト・機関投資家向け説明会及び一般投資家向け説明会を実施または企画しております。またホームページでのIRサイトやディスクロージャー誌等により、わかりやすく有益な情報開示に努めております。
(4)対話における意見のフィードバック
株主の皆さまとの対話の中で把握した意見等は、取締役総合企画部長から経営陣へ適宜フィードバックするとともに取締役会へ報告いたし

ます。
(5)インサイダー情報の管理
重要な会社情報を適切に管理し、インサイダー取引の未然防止を図るための行内規程を制定し、周知徹底しております。
また、株主の皆さまへの公平性を確保するため、各四半期の決算日から決算発表日までの期間中は、業績の見通しに関する質問に対しての回答・コメントを差し控えることといたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,036,600	3.02
株式会社北陸銀行	1,941,152	2.88
日本生命保険相互会社	1,871,862	2.78
株式会社福井銀行	1,788,573	2.65
東京海上日動火災保険株式会社	1,541,087	2.28
三井住友海上火災保険株式会社	1,409,093	2.09
株式会社みずほ銀行	1,292,569	1.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,254,200	1.86
株式会社三井住友銀行	1,237,385	1.83
富山第一銀行職員持株会	1,201,569	1.78

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

当行は2019年5月31日現在、自己株式を813,828株所有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	14 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川原　義仁	他の会社の出身者											
金岡　克己	他の会社の出身者								△			
谷垣　岳人	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川原　義仁	○	川原義仁氏と当行の間には記述すべき関係はありません。	日本銀行において要職を務められたほか、信金中央金庫理事、日本通運株式会社顧問、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社顧問を歴任されるなど、その豊富な経験と高い専門性及び経営者としての識見を活かし、経営陣から独立した立場で当行取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性等、当行コーポレートガバナンスの更なる強化に貢献いただけると判断し、社外取締役に選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に指定しております。

金岡　克己	○	独立役員として指定している金岡克己氏が取締役相談役であった株式会社インテックと当行の間には、それぞれ貸出金等の取引があります。また、当行は株式会社インテックに対し、電子計算機システムの管理業務（電子計算機システムに係る設備・機器・備品類の管理または運行、電子計算機システムの設計・メンテナンス等、電子計算機要員の教育、訓練等）を委託しております。但し、取引の規模は、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略します。 なお同氏がTIS株式会社の取締役であったのは、2016年6月から2018年6月の期間であります。	これまで培ってこられた経営者及び当行非常勤監査役としての豊富な経験と高い識見を活かし、客観的かつ中立的な見地から当行取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性等、当行コーポレートガバナンスの更なる強化に貢献いただけると判断し、社外取締役に選任しております。 同氏は、当行代表取締役金岡純二の三親等以内親族でありますが、東京証券取引所が定める独立性の要件及び当行の社外役員の独立性に関する基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に指定しております。
谷垣　岳人	○	谷垣岳人氏と当行の間には記述すべき関係はありません。	弁護士としてこれまで培ってこられた専門的な法務知識、豊富な経験と高い識見を活かし、客観的かつ中立的な見地から当行取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性等、当行コーポレートガバナンスの更なる強化に貢献いただけると判断し、社外取締役に選任しております。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。 また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、必要に応じて会計監査人の往査に立ち会うほか、会計監査人と毎期初に監査方針・監査計画に係る意見交換会を行う等、定期的な会合・意見交換による緊密な連携のもと、効率的な監査を実施しております。
また、監査役は、内部監査部門と毎月監査連絡協議会を開催しているほか、新年度の内部監査方針に関する協議の実施を行う等、定期的な会合・意見交換による緊密な連携のもと、効率的な監査を実施しております。
内部監査部門は、会計監査人と内部統制運用状況監査等に係る意見交換を年に1回以上必要に応じて実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
横山　哲夫	他の会社の出身者										△	△		
河合　隆	他の会社の出身者										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
横山　哲夫	○	独立役員として指定している横山哲夫氏が代表取締役であった北日本放送株式会社と当行の間には貸出金等の取引があります。また、当行代表取締役会長金岡純二は、北日本放送株式会社の社外取締役であります。但し、取引の規模は、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略します。 なお同氏が北日本放送株式会社の代表取締役であったのは、2000年3月から2019年6月の期間であります。	富山県における代表的な報道機関の代表取締役として培ってこられた豊富な経験と見識に基づき、客観的かつ中立的な見地から当行の監査体制の更なる強化に貢献いただけると判断し、社外監査役に選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に指定しております。
河合　隆	○	独立役員として指定している河合隆氏が代表取締役であった株式会社北日本新聞社と当行との間には、貸出金等の取引があります。但し取引の規模は株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略します。 なお同氏が株式会社北日本新聞社の代表取締役であったのは、2009年1月から2015年6月の期間であります。	富山県における代表的な報道機関の代表取締役として培ってこられた豊富な経験と見識に基づき、客観的かつ中立的な見地から当行の監査体制の更なる強化に貢献いただけると判断し、社外監査役に選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名

その他独立役員に関する事項

当行は、独立役員の資格を充たす社外役員5名全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬については、役職、序列等の職責に応じた金額を基本とし、賞与及び基本報酬部分に反映させた報酬を支給しております。
また、譲渡制限付株式を活用した株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、全取締役の報酬等の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬額等については、2019年6月27日開催の第108回定時株主総会において、「取締役の報酬等は、年額2億円以内(うち社外取締役15百万円以内)、但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。」と決議いただいており、監査役の報酬額等については、2015年6月26日開催の第104回定時株主総会において、「監査役の報酬等の額は、年額5千万円以内(うち社外監査役10百万円以内)とする。」と決議いただいております。
また、2018年6月28日開催の第107期定時株主総会において、取締役(社外取締役を除きます。)に当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で当行の取締役に対し、新たに譲渡制限付株式を導入することが決議されております。本制度に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額を年額30百万円以内とする旨承認可決されております。
役員報酬算定にあたっては、同業他社とのバランス、従業員給与とのバランス、当行の経営内容等を総合的に勘案のうえ上記限度額の範囲内で作成された原案に基づき、取締役については取締役会の決議を経て代表取締役2名により、監査役については監査役の協議により決定しております。
当行の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は代表取締役2名であり、その権限の内容及び裁量の範囲は上記のとおり取締役会の委任を得て、報酬等の配分を最終決定することであります。
当行役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動は、以下のとおりです。
報酬等の原案について検討を行いその妥当性を確認した上で最終的な決定を代表取締役に委任しました。
なお、自己株式の取締役個々人への配分については、対象となる取締役は自ら配分に関する決議に加わっておりません。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役については、取締役会開催前に社外役員会を開催し、取締役会以外での決定事項やその他業務執行状況等の報告、取締役会付議議案の事前説明、金融時事や経済情勢等の情報提供・意見交換を行う等、社外取締役及び社外監査役の職務遂行をサポートするための環境を整備しております。
社外監査役については、その職務を補助する使用人として業務執行に係る役職を兼務しない担当スタッフを配置しております。また、社外役員会での情報共有のほか、監査役会において、内部監査及び監査役監査の情報を共有し、常勤監査役との緊密な連携のもと、内部監査部門及び内部統制部門等から監査に必要と認められる事項について報告を行う等、社外監査役の職務遂行をサポートするための環境を整備しております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当行の経営上の意思決定、執行及び監督等に係る経営管理組織の構成については以下のとおりであります。
(1)取締役会
取締役会は取締役会規程を定め、経営に関する基本方針や重要な業務執行に関する意思決定及び監督機関として原則月1回以上開催しております。また、監査役は取締役会に出席しております。

(2)経営会議
経営会議は、取締役会で決定した業務執行等の迅速・円滑な実行についての審議及び日常の業務執行に関する重要事項の決定を行うことを目的としております。現在は、会長、頭取及び頭取が任命した委員13名、常勤監査役2名にて原則毎週2回開催しております。

(3)経営会議・投融資審査会
経営会議・投融資審査会は、合議・決定機関として、政策投資及び重要な融資案件の審査について、適切かつ機動的執行を図ることを目的としております。現在は、頭取及び頭取が任命した委員7名、常勤監査役2名にて原則毎週1回開催しております。

(4)監査役会
監査役会は監査役会規程を定め、監査機関として原則月1回以上開催しております。
経営監視機能を有効に果たすため、監査の開始にあたり、監査方針、監査計画、監査方法等を策定いたします。
監査役会、監査部及び会計監査人は、必要に応じて意見交換や情報交換を行うなど相互連携し、監査の有効性や効率性の向上に努めております。
監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、当行が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換し、必要に応じて要請を行う等、相互認識を深めるよう努めております。
また、業務執行上の疑義が生じた場合は、弁護士、会計監査人等第三者に対して、適宜助言を仰いでおります。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当行の機関設計として、監査役制度を採用しております。
取締役会の意思決定機能や独立性の高い社外取締役の選任による監督機能の強化、監査役及び監査役会による監査機能を有効に活用することによって、コーポレートガバナンス体制の実効性を高めることができるものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2019年6月27日開催の第108回定時株主総会の招集通知を2019年6月3日（24日前）に発送いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	株主の利便性向上を図るため、インターネット等による議決権行使を可能としております。
招集通知（要約）の英文での提供	ホームページに掲載しております。
その他	大型スクリーンを使用し、表やグラフなどをビジュアル化し、事業報告の主要事項及び決議事項について株主の皆さまにわかりやすい説明を行っております。 なお、株主総会招集通知・参考書類等につきましては、発送前に東京証券取引所へ開示し、また当行ホームページに掲載しております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2018年7月に個人投資家を含む一般投資家向けの会社説明会を開催いたしました。取締役総合企画部長が、決算の概況、経営方針、今後の経営戦略等を説明いたしました。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2019年6月に投資者向けの会社説明会を開催いたしました。頭取が、決算の概況、経営方針、今後の経営戦略等を説明いたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	当行ホームページにおいて、ディスクロージャー誌、決算短信、会社説明会資料、その他適時開示資料、タイムリーな情報を提供するニュースリリース等、各種会社情報・経営情報を掲載しております。 （https://www.first-bank.co.jp/ir/index.html）	
IRに関する部署（担当者）の設置	総合企画部内に株式・IRを担当する専任者を配置しております。東京証券取引所の情報管理者は取締役総合企画部長としております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営の基本方針及び経営理念において規定しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	ディスクロージャー誌及び当行ホームページ等に実施内容を掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	銀行法、金融商品取引法、会社法等の法令及び金融商品取引所の適時開示規則などに従って適切な情報開示に真摯に取り組んでおります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当行における取締役の職務執行に係る当行ならびに子会社および子会社等から成る企業集団の「業務の適正を確保するための体制」を取締役会で次のとおり決議し、内部統制システムの整備･強化に取り組んでおります。

1.当行の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、当行ならびに子会社および子会社等から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

(1)取締役は、企業活動における法令･定款等の遵守を明示した「銀行員の行動規範」を定め、これを率先して実践するとともに、職員がこれを遵守するよう適切に指導･監督を行っております。

(2)取締役会は、「取締役会規程」を定め、原則として月１回以上開催し、法令･定款に従い重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役から職務執行の状況について報告を受け、取締役の職務執行を監督しております。

(3)取締役が他の取締役の法令･定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化しております。

(4)取締役会は、「財務報告に係る内部統制の基本方針」等を制定し、財務報告の適正性を確保する体制を整備しております。

(5)取締役会は、社会的責任と公共的使命を果たすため、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する」ことを基本方針とした「反社会的勢力対応規程」等の策定とその周知徹底を図り、反社会的勢力排除の体制を整備しております。

(6)取締役会は、「子会社および子会社等管理規程」の周知徹底により当行と子会社および子会社等から成る企業集団の業務の適正を確保する体制を整備しております。

2.業務の適正を確保するための体制

(1)当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．取締役会において、行内の文書の作成、保存及び管理について定めた「セキュリティポリシー」及び「文書規程」を制定し、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する体制としております。

ロ．取締役及び監査役は、「文書規程」により、常時、上記文書等を閲覧できるものとしております。

(2)当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．信用リスク、事務リスク、システムリスク、市場関連リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等のリスクの種類ごとに、リスク管理の目的、管理方針、管理のための組織及び規程等を取締役会において決定しております。

ロ．内部監査部門として監査部を設置し、取締役会において「内部監査規程」を制定しております。リスクの種類及び程度に応じた監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本方針を取締役会で決定し、これを踏まえて内部監査部門において実施し、その結果を定期的に取締役会に報告しております。

ハ．災害発生時等の対応について「コンティンジェンシープラン」を策定しているほか、不測の事態が発生した場合には、取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定め、対策本部を設置して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める危機管理体制を整備しております。

(3)当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．当行の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については事前に会長、頭取、副頭取、その他の指名委員（取締役または執行役員等）によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うこととしております。

ロ．迅速な意思決定と業務執行が可能となるように、取締役の員数を15名以内とするとともに、執行役員制度を導入し、業務の決定及び執行の権限を大幅に執行役員に委譲しております。

ハ．取締役及び使用人の職務の執行が効率的になされるよう、「組織規程」及び「職務分掌･権限規程」を取締役会において制定しております。

(4)当行の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．取締役会において、「コンプライアンスの基本方針及び遵守基準」、「コンプライアンス規程」を策定してその周知徹底を図っております。

ロ．コンプライアンス／フィデューシャリー･デューティー部が取締役及び使用人の法令･定款違反行為を認知した場合は、直ちに取締役会及び監査役会に報告することとしております。

ハ．取締役及び使用人が行内および行外に設置した通報窓口に対して、法令違反等の情報を通報することができる「企業倫理ダイレクトライン」を設置しております。

ニ．本部に常設のコンプライアンス統括部署としてコンプライアンス／フィデューシャリー･デューティー部を設置するとともに、各部店にコンプライアンスオフィサーを設置して、コンプライアンスに関する情報の一元的管理とコンプライアンスの徹底を図る体制としております。

ホ．コンプライアンス／フィデューシャリー･デューティー部は、コンプライアンスに関する事項について、審議･決定し、事業年度ごとに、取締役及び使用人を対象としたコンプライアンス研修を実施しております。

ヘ．コンプライアンス／フィデューシャリー･デューティー部は、コンプライアンスに関する活動について、定期的に取締役会及び監査役会に報告を行っております。

ト．事業年度ごとに、取締役会において「コンプライアンス･プログラム」を策定し、その実施状況を業績評価や人事考課に反映することとしております。

チ．事故防止のため、使用人の人事ローテーションや連続休暇制度を実施しております。

(5)次に掲げる体制その他の当行ならびに子会社および子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．当行の子会社および子会社等の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（ハ及びニにおいて「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制

･当行は、「子会社および子会社等管理規程」において、子会社および子会社等の経営方針、財務状況、内部管理に関する事項、その他重要な事象の当行への報告を明記しその体制を整備しております。

ロ．当行の子会社および子会社等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

･子会社および子会社等のリスク管理体制及び危機管理体制ならびに情報管理体制については、当行の担当部署の指導･監督により、当行と子会社および子会社等全体として、適正な体制を確保しております。

･当行の内部監査部門は、子会社および子会社等の業務執行及びリスク管理の状況等について監査を実施しております。

ハ．当行の子会社および子会社等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

･子会社および子会社等においても、業務の決定及び執行についての相互監視が適正になされるよう、取締役会と監査役を設置しております。

･「子会社および子会社等管理規程」に基づく「子会社および子会社等社長会」を定例的に開催し、子会社および子会社等の重要な業務の決定を当行が管理するとともに、当行と子会社および子会社等全体の経営の基本戦略･経営計画等に係る協議を行っております。

ニ．当行の子会社および子会社等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当行が制定した「行動規範」、「コンプライアンス規程等」及び「企業倫理ダイレクトライン」を子会社および子会社等の役職員に適用し、当行のコンプライアンス／フィデューシャリー・デューティー部は、その啓蒙・指導・監督、周知徹底により当行と子会社および子会社等全体として適正な体制を確保しております。
・当行の子会社および子会社等においてもコンプライアンスオフィサーの設置及びコンプライアンス・プログラムの策定、定期的なコンプライアンス研修の実施並びにこれらの報告等により、当行のコンプライアンス／フィデューシャリー・デューティー部は、当行と子会社および子会社等全体のコンプライアンスに関する情報の一元管理を図っております。

3.当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項ならびにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1)監査役の職務を補助するため、監査役室を設置しております。監査役室の人員については、監査役会と協議のうえ、必要な人員を配置しております。
(2)監査役室に所属する使用人の任命及び異動については、あらかじめ監査役会の意見を聴取し、これを尊重することとしております。
(3)監査役室に所属する使用人は、他部署の役職員を兼務せず、監査役以外の者からの指揮・命令を受けないこととしております。

4.当行の取締役及び使用人が当行の監査役に報告をするための体制ならびに当行の子会社および子会社等の取締役、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制（会社法施行規則第100条3項4号イ、ロ）、これらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1)当行と子会社および子会社等の取締役及び使用人が当行の監査役に報告すべき事項及び時期についての規程を定めることとし、当該規程に基づき、取締役及び使用人は、法令等の違反行為、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、銀行法に定める不祥事件に該当するおそれのある行為について当行の監査役に都度報告するものとしております。前記にかかわらず、当行の監査役はいつでも必要に応じて、当行と子会社および子会社等の取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとしております。
(2)当行が制定した「企業倫理ダイレクトライン」を当行と子会社および子会社等の全役職員に適用し、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について当行の監査役への適切な報告体制を確保しております。
(3)「企業倫理ダイレクトライン」の担当部署は、当行と子会社および子会社等の役職員からの内部通報の状況について、定期的に当行の監査役に対して報告することとしております。
(4)当行は、これら報告を行った者及びその協力者に対し、当該報告したことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当行と子会社および子会社等の役職員に周知徹底しております。

5.当行の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
(1)当行は、監査役がその職務の執行について、当行に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

6.その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)株主総会に付議する監査役選任議案の決定にあたっては、監査役会とあらかじめ協議を行っております。
(2)監査役は、取締役会はもとより、経営会議、その他の重要な会議に出席しております。
(3)代表取締役は、監査役会と定期的に、当行が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。
(4)監査役からの求めがあるときは、内部監査部門が監査役へ協力することとしております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

基本方針として、市民社会の秩序や脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固として対決し、関係を遮断する旨、当行の「行動憲章」に定め、周知徹底を図っております。
また、反社会的勢力との取引排除に向けて、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力対応事務手順」ならびに「暴力団等対策マニュアル」を制定しております。
経営管理部及び事務統括システム部を対応主管部署とし、顧問弁護士や警察と連携し、早期に適切な措置を講じる体制を整備しております。
当行では職場単位でコンプライアンス研修を実施しており、「反社会的勢力への対応」を全行統一研修テーマとして組み入れ、啓蒙を図っております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

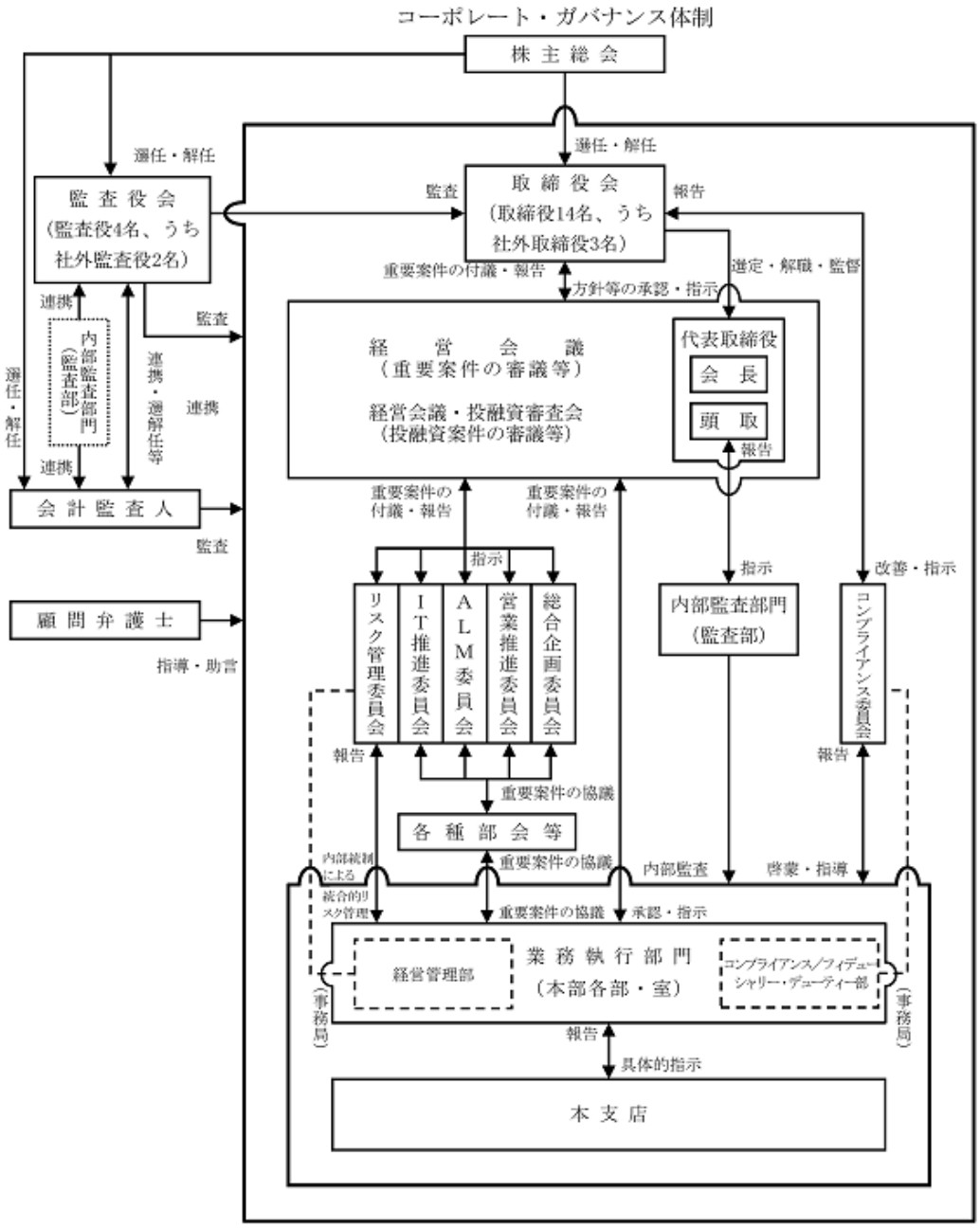
2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項 更新

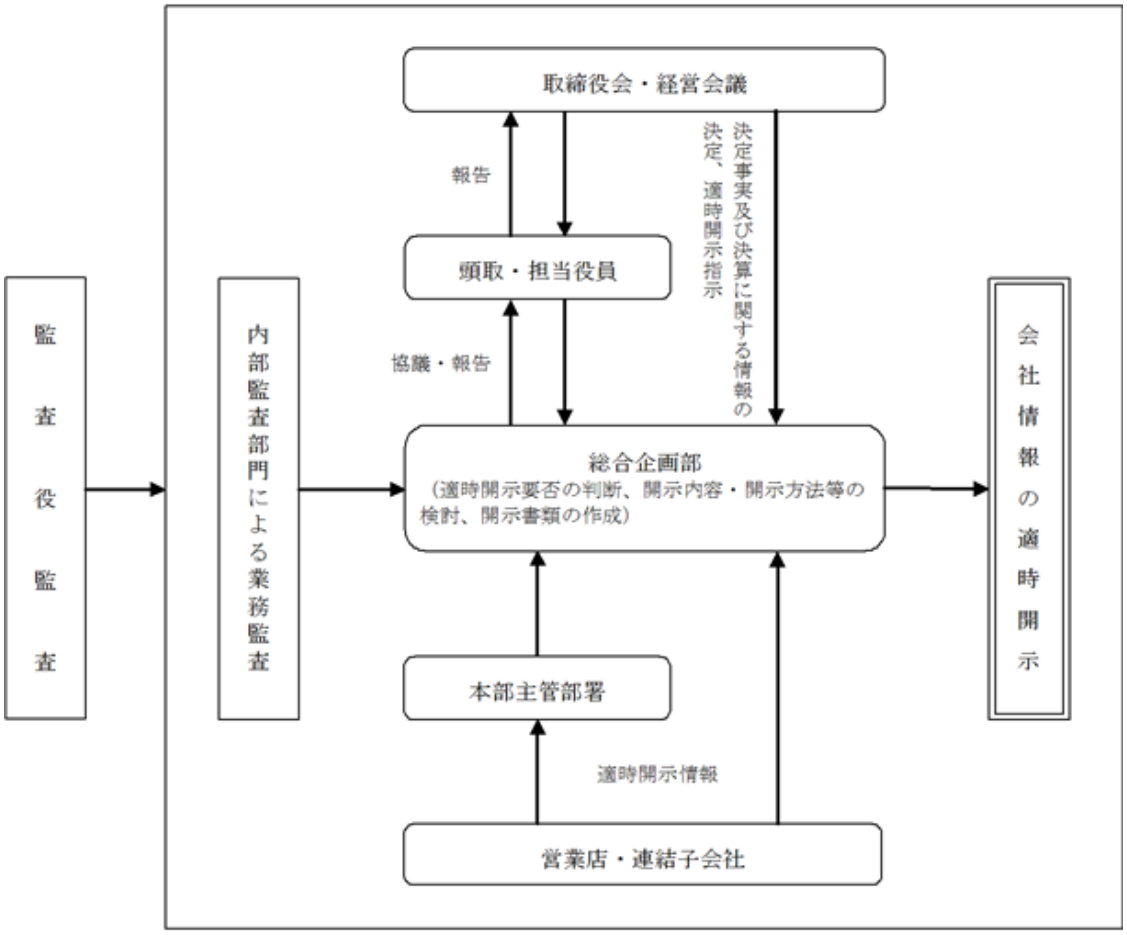
【適時開示体制の概要】

当行は、企業倫理及び経営理念に基づき、各ステークホルダーと円滑な関係を構築するため適時適切な情報開示を行っております。

適時開示に係る会社情報については、統括部署である総合企画部において集約･管理及び適時開示規則に則り開示要否の一次判断を行っております。必要に応じてコンプライアンス部門等と協議のうえ、頭取及び担当役員の承認を経て開示手続、取締役会及び経営会議への報告を実施する体制としております。

内部監査部門においては、法令等遵守を管理するための内部管理の適切性及び有効性の検証･評価を行っております。




取締役会・経営会議
報告
決定事実及び決算に関する情報の決定、適時開示指示
頭取・担当役員
協議・報告
監査役監査
内部監査部門による業務監査
総合企画部
（適時開示要否の判断、開示内容・開示方法等の検討、開示書類の作成）
会社情報の適時開示
本部主管部署
適時開示情報
営業店・連結子会社